

秘密保持契約書

[委託者（顧客名）]（以下「甲」という。）と、[サービス提供者名 / 屋号 / 会社名]（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し検討または委託する SDS（安全データシート）作成代行業務およびこれに関連する一切の業務（以下「本業務」という。）の遂行にあたり、甲または乙が開示する秘密情報の取り扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において「秘密情報」とは、本契約の締結前後を問わず、本業務の検討または遂行のために、一方の当事者（以下「開示者」という。）が他方の当事者（以下「受領者」という。）に対して、書面、電磁的記録、口頭その他の方法により開示した一切の技術上、営業上、開発上、その他の業務上の情報をいう。これには、化学物質の名称、CAS 登録番号、配合組成比率、物理化学的性質、毒性情報、製造工程、製造ノウハウ、および取引先情報が含まれるが、これらに限られない。

第2条（秘密情報の除外）

前条の規定にかかわらず、受領者が書面等により以下の各号のいずれかに該当することを証明できる情報については、秘密情報から除外するものとする。

- (1) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた時点で、既に受領者が適法に保有していた情報
- (3) 開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 相手方の秘密情報によることなく、独自に開発または作成した情報

第3条（秘密保持義務）

1. 受領者は、開示者の秘密情報を厳重に管理・保管し、開示者の事前の書面（電子メール等の電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 受領者は、本業務の遂行のために秘密情報を知る必要がある自己の役員および従業員（以下「対象者」という。）にのみ秘密情報を開示できるものとする。この場合、受領者は対象者に対し本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、対象者の作為または不作為について全責任を負う。

第4条（目的外使用の禁止）

受領者は、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を本業務の検討および遂行以外のいかなる目的にも使用・複製・改変してはならない。

第5条（公的機関への開示）

受領者は、法令の定め、裁判所、行政機関その他の公的機関からの適法な命令または要請がある場合、必要な限度において秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は速やかに開示者に対してその旨を通知し、可能な限り秘密情報の機密性が保たれるよう努めなければならない。

第6条（秘密情報の返還・廃棄）

1. 受領者は、本業務の検討が終了した場合、本業務に関する契約が終了した場合、または開示者からの請求があった場合、直ちに開示者の指示に従い、秘密情報（その複製物を含む。）を開示者に返還するか、または安全な方法により破棄・消去しなければならない。
2. 受領者は、開示者から求められた場合、前項に基づく破棄・消去が完了したことを証明する書面を提出するものとする。

第7条（損害賠償）

受領者が本契約の規定に違反し、開示者に損害を与えた場合、受領者は開示者に対し、現実に発生した通常かつ直接の損害を賠償するものとする。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から本業務の終了後〔3 年間 / 5 年間〕とする。ただし、第 6 条（返還・廃棄）、第 7 条（損害賠償）および第 9 条（管轄裁判所）の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第9条（協議および管轄裁判所）

1. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合、[乙の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所]を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印（または電子署名）の上、各自その 1 通を保有する。

契約締結日： 年 月 日

甲（委託者）：

住所：

会社名：

代表者役職・氏名： 印

乙（受託者）：

住所：

屋号／会社名：

代表者役職・氏名： 印